

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還） 29

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43811">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43811</a>

正法院藏印  
外相代印

1	<p>アメリカ局長 参事官 北米第一課長</p> <p>条約課長 安全保障課長</p> <p>琉球立法院議員の木村大臣代理訪問</p> <p>46.8.4 米丸一</p> <p>本日標記議員由(別添1)石築のとおり(金沖自民党) 用長は渡久地議員同道(来訪り、木村大臣臨時 食)</p> <p>代理に次のとおり述べた。(大臣代理からは格別のコメント なし。)</p> <p>1. 返還協定につき謝意を申述べたい。</p> <p>2. (別添2)「沖縄の帰帰対策に関する要請書」を手交の上</p> <p>これは従来の立法院の決議を改めてまとめたものである。 今回自民党のみが上京したのは革新側が「返還協定再</p>
GA-5	<p>2</p> <p>交渉等を固執して折合つかつかからであります。 3. 米側は琉球政府・立法院の要請により11月の主席立法院選挙をめぐる大統領行政命令を改訂中と聞くところ、昨今の沖縄政情よりしてなるべく早く改訂発表するよう米側に申入れて頂きたい。9月以来にのびると革新団体が選挙をされ、と騒ぎ出しているに面倒となる。</p> <p>4. 復帰後の軍用地の地代値上げ(地主連合会は、5.7~6.3倍を要求)は、軍用地問題解決のため不</p> <p>可<sup>タク</sup>だが防衛施設庁が近く提出する明年度予算の地代概算要求額は地主注視の的であり、これが適正でないものでないと騒ぎが起るので、外務省からも大臣省・防衛施設庁へよく話しておって頂きたい。</p>
GA-6	<p>外務省</p>

84121.

沖縄の復帰対策に関する要請派遣議員団氏名表

団長 立法院議員 桑江朝幸(自由民主党)

" 盛島明秀( )

" 平良一郎( )

" 渡久地政仁( )

" 小瀬さぶろう( )

随行員 立法院事務局

親川せい一

# 沖縄の復帰対策に関する要請書

## 目次

- 1 沖縄の施政権返還に伴う措置に関する要請決議  
(一九七〇年八月三十一日決議第十一号) ..... 一頁
- 2 沖縄の復帰対策に関する要請決議  
(一九七一年三月十二日決議第七号) ..... 九頁
- 3 沖縄の復帰対策に関する要請決議  
(一九七一年五月十七日決議第九号) ..... 四十三頁

施政権返還に伴う措置に関する要請決議

(九七〇年八月三十一日)  
決議第十一号

決議第十一号

施政権返還に伴う措置に関する要請決議

沖縄の施政権返還については、既に日米両政府間において一九七二年を目標に具体的な交渉と作業が進められている。

沖縄は、第二次世界大戦の最後の激戦地として史上かつてない惨禍を被り、引き続き米軍の占領下におかれ、しかも平和条約の締結に当たつては県民の意思が全く問わされることなくその第三条によつて今日のような変則的な地位におかれた。そのため、県民は二十五年の長期にわたり、毒ガス兵器、B52戦略爆撃機、核兵器、原子力潜水艦、爆音、油脂汚染等をはじめ基地がらもたらされる被害に悩まされ、生命、財産、人権等に対する脅威と被害をうけ、たえず不安な生活を余儀なくされてきた。

その間、沖縄は産業、経済、教育、文化、社会福祉、国土開発等あらゆる面において著しく

(1)

(2)

本土との格差が生じている。それは、沖縄が本土から切り離されたことによりもたらされたものであつて、そのために県民が被つた不利益については、施政権返還に際し、完全に是正し、補償すべきであり、それは日米両政府の当然の責務であると確信する。

県民は、日米両政府間の施政権返還交渉について、県民の意思が正しく反映され、その利益が守られるかどうかについて、大きな不安を抱いている。沖縄の施政権返還は、真に平和で豊かな沖縄県の建設を希求してやまない県民の意思を具現するものでなければならない。

よつて、琉球政府立法院は、かかる県民の意思を達成するため、当面別紙の諸事項について、その実現のための措置を強く要請する。

右決議する。

一九七〇年八月三十一日

琉球政府立法院

(3)

(別紙)

一日米両国政府に対する要求事項

- 1 毒ガス兵器、B五十二戦略爆撃機及び一切の核兵器を即時完全に撤去すること。
- 2 爆音及び油脂汚染等一切の基地被害の防止対策並びにその被害に対する補償を即時実施すること。
- 3 米国支出金及び米国管理資産(琉球電力公社、琉球水道公社、琉球開発金融公社等)を無償譲渡すること。
- 4 国有地の管理移管及び県有地の移譲を早急に実現すること。
- 5 軍雇用員に対する間接雇用制度の実施と待遇改善を図ること。
- 6 県民の要求する軍用地の開放及びその返還に際し、形質の変更された土地については、早急に復元し又は補償をすること。

7 軍用地先の玉瀬管理権を琉球政府へ移管し、国土保全の十全を期すこと。

8 外国火等に対する所得税、法人税及び自動車税の布令をおみやかに廃止し、民立法を全面的に適用するなど、沖縄の実情も斟酌考慮を図ること。

9 本土より沖縄間の渡航の制限を即時撤廃すること。

10 政府道及び市町村道等による漁地の補償を早急に実施すること。

11 講和前における米合衆国軍人等の行為による人身事故及び財産に対する損失を補償すること。

12 沖縄県民に対する米合衆国軍人等による犯罪の捜査権及び裁判の管轄権を琉球政府へ移管すること。

13 収還時におけるドルと円の交換比率は一ドル対三六〇円を堅持すること。

### 二、國が復帰前に措置すべき事項

- 1 第二次大戦の際収用された土地の旧地主への返還及び適正な補償をすること。
- 2 戦時中国家総動員法の発動により犯された県民の生命、身体、財産及び権利を補償すること。
- 3 沖縄の総合開発を推進するために特別措置法を制定すること。
- 4 農林漁業及び中小企業の近代化を促進し所得の向上を図るため各種事業団、公団、金融機関等を早急に設置すること。
- 5 砂糖の国内産糖としての取扱い及びバイン・アツ・ブル罐詰の特恵措置の継続とこれら主要農産物に対する農業災害補償法を早期に適用すること。
- 6 含蜜糖の保護育成措置を講ずること。
- 7 南西諸島物資の指定制度を早急に撤廃すること。
- 8 社会保障制度の本土並み実施及び社会福祉事業に伴う経費を全額国庫が負担すること。

( 6 )

- 10 沖縄本島中央縦貫道路の新設、各島の主要幹線道路の国道認定、那覇空港の国際空港指定とその整備拡充、本土と沖縄間の国鉄快速連絡船の就航、テレビマイクロ回線（上り線）及び本島先島間のテレビ伝送回線の設置等陸海空交通及び通信の近代的ネットワークの整備を図ること。

- 11 琉球政府の復帰準備のための財政強化をはかるため次の措置を講ずること。公債（1）国政相当経費の全額国庫支出  
（2）県政相当経費の地方交付税方式に準ずる国庫支出  
（3）施政権の分離によつて著しく立ち遅れた社会、経済、教育、文化の各面の格差是正を図るための財政特別措置法の制定等による緊急の経済開発を図ること。

( 7 )

### 三 国が復帰の際措置すべき事項

- 1 高等裁判所支部を設置すること。
- 2 琉球大学を国立大学へ移行し、医学部を設置すること。
- 3 国費奨学制度については、復帰後も一定期間継続するための措置を講ずること。
- 4 琉球政府公務員の取扱い及び身分引継ぎについては、復帰時に混乱なく国県政機構へスムーズに移行できる措置を講ずること。
- 5 沖縄の特殊性を考慮して、貿易、税制、食管制、道路交通制度、外国為替管理制度の特例等について暫定措置を講ずること。

卷之三

（註）此處所說的「社會主義」，並非指列寧所說的蘇聯式的社會主義，而是指毛澤東所說的新民主主義。

國朝詩賦

卷之三

沖縄の復帰対策に関する要請決議

(一九七一年三月十二日)  
決議第七号

決議第七号

沖縄の復帰対策に関する要請決議

本土政府は、沖縄復帰対策要綱第一次分を既に決定し、第二次以降分の取りまとめを急いでいる。

本院は、これまで具体的な復帰施策について、そのつど重要な事項を取り上げ、院議をもつて要請したが、更に当面の要請事項として別紙のとおり決定したので、これが全面的に沖縄復帰対策要綱に反映されるよう院議をもつて要請する。

右決議する。

一九七一年三月十二日

琉球政府立法院

(9)

(10)

卷之三

(11).

別紙

# 1 江緑総合開発特別措置法の早期制定

(1) 公害のない平和で豊かな県をつく

- （1）公債の払い戻し等がな県を二くるため、沖縄総合開発の特別措置法を早期に制定すること。

（2）沖縄の経済社会の総合開発及び資源の開発を行なわしめるため、国の機関として沖縄開発庁を設置すること。

2 沖繩開発金融公庫

（1）沖繩經濟の振興開発を促進し、県民生活の安定向上に資するため、長期低利の資金を供給すること等により民間の投資及び一般の金融機関の行なう金融を補完し、又は奨励するために新たに政策金融機関を設置すること。

（2）この金融機関は、公法人として業務及び人事については、主務大臣の監督を受けるが、沖縄県知事に大幅な権限を委任することを政令で定めること。

2 沖繩開發金融公庫

(1) 沖繩經濟の振興開発を促進し、県民生活の安定向上に資するため、長期低利の資金を供給すること等により民間の投資及び一般の金融機関の行なう金融を補完し、又は奨励するため新たに政策金融機関を設置すること。

(2) この金融機関は、公法人として業務及び人事については、主務大臣の監督を受けるが、沖繩県知事に大幅な権限を委任することを政令で定めること。

(12)

- (3) 資本金は、公庫に承継される琉球政府の産業開発資金金融通特別会計、運搬船建造資金金融通特別会計、本土産米穀資金特別会計及び大衆金融公庫並びに琉球開発金融公社の資産の価格から負債の金額を控除した額と、国が出資する額の合計額と同じ、合國は、毎年度予算の範囲内で資本金の額に達するまで出資する。
- (4) と、沖縄の産業開発資金金融通特別会計、県企業局の支取額に充てられる。

### 3 県企業局

- 沖縄県の開発事業を総合的かつ、効果的に実施するため、次の内容を盛り込んだ企業局を設置するので、以下の措置を講ずること。
- (1) 業務下琉球水道公社、沖縄下水道公社及び琉球土地住宅公社の行なっている業務のうち工業用地等に関する業務並びに工業用水道事業、都市開発事業、軍用地開放に伴う跡地の再開発事業等を行なうこと。
- (2) 既存の関係公社等は、沖縄県がこれを承継すること。
- (3) 国の特別助成等、国は、沖縄県企業局に対し資金の融通補助等特別な助成をする。

(13)

### 4

#### 4 財政制度上の特別措置

- 沖縄総合開発特別措置法による特別助成、地方債の特別措置、地方交付税の特別措置等財政上の特別措置を講ずること。

##### (1) 地方交付税法

- ア 復帰に伴う交付税の増額分を確保するため地方交付税の総額の改正を図り、算定に要する統計・資料等が調査整備される間は、沖縄にある統計・資料等に読み替えるものとすること。
- イ 復帰に伴う事務及び事業が多いにもかかわらず特別交付税で措置できないものが多いうえに、更に、自主財源は少ないことが考えられるので一定期間基準財政収入額を従前の百分の七十とすること。
- ウ 復帰後の経過措置等により税収が期待できない場合、あるいは、その他の税制について特例措置が設けられる場合は、基準財政収入額の算定に必要な

(14)

措置を講ずること。  
工 基準財政需要額の算定で特に投資態容補正について一定期間割増し、その他所要の特例措置を講ずること。

オ 特別交付税額の算定に当りては、沖縄の特別な財政需要を反映させるよう十分な配慮すること。  
カ 復帰後の沖縄県の財政支出をまかなくため、すみやかに、所要額を交付できるようすること。  
キ その他各種制度について特別措置が講ぜられる場合は、これに伴い必要な

- (1) 地方交付税制度の特例規定を設ける等の諸措置を講ずるものとすること。  
(2) 地方財政法  
国又は県、市町村の行政事務の分担とその実施体制、財政措置等について、本来の制度と異なるものについては経過措置、特例措置等を講ずること。  
(3) 地方財政再建促進特別措置法

(15)

歳入欠陥を生じた団体の地方債制限等の規定の適用は、一定期間これを猶予すること。

(4) 地方債に係る法令（地方自治法等）の特例を講じること。  
ア 地方債の許可に当つては、起債の制限を緩和し、起債充当率を高める等の配慮をすること。  
イ 沖縄の開発に伴う起債財源の確保とそれの国による保証及び財源補填を特別交付税により配慮すること。

## 二 電気事業

### 1 経営の當面の問題

既設の発電及び送電については配電とともに地元民間会社（統合）が行ない、新規の発電及び送電は、電源開発株式会社が行なうこと。  
2 沖縄電力公社の資産は、無償で沖縄県に帰属するものとし、その処理等（払下げ、貸与、出資等）については、県と事業者との間で別途に決めるこ

三 那覇空港及び那覇港は、島の開拓者との間で貿易が行われるのでこれら施設を拡張整備し、民に移管すること。なお、民移管に際し、那覇空港は、第三種空港として、那覇港（那覇商港及び那覇軍港）は、特定重要港湾に指定するなど。

#### 四 国道の指定

- 1 米軍が現在維持管理している道路は、国道に指定すること。
- 2 国道に指定できない部分についても、移管に伴う費用は、復帰に伴う措置として、国の責任において処理すること。またこれらの維持管理については、可能な限り国が直接これを行なうこと。
- 3 琉球政府の管理している政府道は、沖縄の特殊事情を勘案し、本土道路法の国道指定基準を緩和してできるだけ国道に指定する措置を講ずること。

#### 五 国有財産

- 1 国有財産のうち沖縄県又は市町村に譲渡することを適當とするものについては、当該地方公共団体に無償で譲渡すること。
- 2 沖縄県の経済、社会開発发展のため必要な国有地及び西表等の移住地並びに第二次大戦中に收用した土地は、地方公共団体、関係者（移住地）又は旧土地所有者へ無償若しくは特別の価格で早急に譲渡すること。
- 3 わが国唯一の離島県である沖縄の特殊事情を考慮し、国との連携を密にするため、県の連絡事務所及び県営の宿泊施設に供する建物が必要であるが、その敷地として都内の国有地を無償譲渡すること。
- 4 水道公社の資産及び米軍水道施設
- 5 公社の資産及び米軍の水道施設については、無償で沖縄県に譲渡すること。
- 6 琉球政府及びその機関の財産、債権、債務等の処理
- 7 琉球政府及びその関係機関の財産等は、所要の調整を行なつたうえ、原則として国県等への事務の所属先に応じて承継すること。

(18)

2 一般会計の借入金は、沖縄県の負担にならないよう国が特別の措置を講ずること。

3 社会保険特別会計中の短期給付関係保険の積立金は、沖縄の社会福祉、医療等の施設整備に充当すること。

4 琉球電信電話公社の剰余金は、沖縄の電信電話施設の整備拡充に充当すること。

八 沖縄県関係

1 復帰の日において行政主席を知事とみなし、知事が選挙され就任する時まで、

2 知事の職務を行なわせること。

3 復帰の日において立法院議員を県会議員とみなし、県会議員が選挙される時まで、その職務を行なわせること。

4 公務員の引継ぎ

5 第四次分の復帰対策要綱に身分引継ぎがうたわれているが、特に引継ぎ後にあい

(19)

ていかなる形にせよ、国側で強制的な退職の措置をとらないこと。また給与等についても従来より不利にならないような措置を講ずること。  
1 年休積立分等についても買上げ、又はそれに準ずる措置を講ずること。

十 国の総合出先機関の設置

十一 国の行政事務を総合的、かつ、合理的に行なわせるために、総合出先機関を設置すること。

十二 裁判所等についてです。

1 現在設置されている地方裁判所及びその支部、家庭裁判所及びその支部並びに簡易裁判所の数、所在地及び管轄区域は、当地の地理的事情及び交通事情によく適合し、住民より多年にわたり利用され、なじまっているので現状のとおり設置すること。

2 檢察審査会は、一九六九年九月一日に発足したばかりで、今後一層検察審査制度の普及宣伝に努めるとともに、地域住民の声を検察権行使のうえに反映せしめ

(20)

るため宣当地の地理的事情等も勘案して最少限、現在設置されている三箇所の検察審査会は引き続き設置すること。  
3 沖縄の地理的な特殊事情により、高等裁判所支部を設置すること。

4 琉球政府裁判所の職員は、国家公務員として身分を引き継ぐとともに、一定の任用資格又は任用基準を必要とする裁判官又はその他の官職に任用するに際しては、沖縄における制度運用等を尊重して資格、給与等の取扱いについて不利益にならぬよう措置すること。

#### 十五 軍雇用対策

軍雇用員の実態及び基地の労務需給の将来の展望を明確にし、基地労務者の整理に当つては解雇予告期間の延長、十分な離職者補償を配慮するとともに、経済社会の受入れ態勢と調和のとれた方法を講ずること。特に第四種雇用者については、なんらの対策も講じられてない現状にかんがみ他の基地労働者と同様の措置を早急に講ずること。

#### 十六 台湾からの労務者の導入

十三 台湾からの労務者の導入

沖縄の基幹産業である糖業及びバインアップル産業の合理化が促進され、かつ、該季節労務者の供給体制が確立されるまでは、台湾からの労務者が導入できる特例措置を講ずること。

#### 十四 労働基準法

沖縄の労働基準法上の労働者の諸権利となっているものについて、労働条件の低下を招かないようじがつ、労使間で円滑に処理できるような措置を講ずること。

#### 十五 労災保険及び失業保険

十六 沖縄の労災及び失業両保険は、現在の料率でも黒字をみている現況からして本土の料率が沖縄並みに改正されるまでも、それらの料率は、現在の料率とするような措置を講ずること。

#### 十七 特定企業の救済措置

1 制度移行に伴い転廃業を余儀なくされる事業（タバコ製造業、葉タバコ生産者、

(21)

(22)

1 製塩業(通関業、自動車検査業等)については、適正な補償を行ない、転業に際しては、転業資金の融資等十分な配慮をなすこと。

2 離職を余儀なくされる従業員については、十分な離職者補償を行なうとともに、再就職の斡旋を強力に推進すること。

十七、企業対策 (1) 製塩業(通関業、自動車検査業等)については、適正な補償を行ない、転業に際しては、転業資金の融資等十分な配慮をなすこと。

(2) 原材料の輸入に対し関税の暫定措置を講ずること。

(3) 重要産業に指定される企業に対しては、法人税等の減免措置を講ずること。

(4) 原材料及び生産品の輸出についても、現行の制度を認める特例措置を講ずること。

(23)

## 2 観光ショッピング

(1) 観光政策面から重要な品目については、輸入に際して、関税の暫定措置を講ずること。

(2) 県内加工品の重要な品目については、物品税の減免の特例措置を講ずること。

十八、自由貿易地域 (1) 自由貿易地域制度の存続を講ずるとともに、同地域が沖縄の経済及び東南アジア貿易における日本の玄関としての役割を十分發揮し得る規模に拡充整備すること。

(2) 円切上げを実施しないこと。

十九、沖縄の復帰前に、円の切上げが行なわれると沖縄の社会経済に大きな混乱と甚大な打撃を与えるので、沖縄の復帰までは絶対に円切上げをしないこと。

二十、海洋万国博覧会の沖縄開催 (1) 海洋万国博覧会の開催を実現すること。

(2) 沖縄における海洋万国博覧会の開催を実現すること。

(24)

二十一 免許・資格・許認可等について  
琉球政府が行なった各種許認可及び免許・資格に関する行政措置については、過去におけるこれらの実績、経験等を考慮し、可能な限り、これを認めるよう措置すること。なお、従来制度のうえで、琉球政府になかった免許・資格・許認可等についても特別なる配慮をすること。

#### 二十二 工業所有権

1 日本土特許権に係る発明等の工業所有権を実施又は使用している沖縄企業に法定実施権及び法定使用権を設定し、沖縄の企業活動が不利にならない方向で既得権を調整するための特例措置を講ずること。

2 商標法第三十二条规定(商標権者等の識別請求権)の適用に関しては、沖縄の需要者に沖縄の企業の商標であると広く認識されている場合は、これを適用しないとする特例措置を講ずること。

#### 二十三 物価対策としての現行輸入制度及び低関税制度の維持

(25)

沖縄の現行の輸入制度、低関税に係る一般消費物資、工業用原材料等については、現行の輸入制度及び低関税制度を継続する措置を講ずること。

#### 二十四 物価及び公共料金

復帰に伴い沖縄の諸制度が本土のそれに移行する場合、公共料金を含め物価に対し直接的な影響を与えると予想される諸制度については、特別な措置を講ずることとし、復帰後、急激、かつ、大幅な物価の上昇をきたさないよう措置すること。

#### 二十五 旧漁業権の措置

沖縄の旧漁業権については、本土の旧漁業権に関する補償等に準じ措置すること。

#### 二十六 農業関係年金制度

1 農業者年金制度については、沖縄の実状を考慮して被保険者の資格条件、受給資格期間及び復帰までの掛金等について特別措置を講ずること。

2 沖縄の農林漁業団体職員共済組合法に規定する農林漁業団体は、本土の当該法律にいう農林漁業団体とみなす措置を講じ、組合員期間についても特別措置を講

(26)

すること。

二十七 南方同胞援護会の資産共、漁業会議が所有する森林漁業園地を本土へ返還されること。

1 南方同胞援護会関係の資産は、復帰とともに各団体等に無償譲渡する等の措置

を講ずること。

2 県民の福祉増進を図るために設置された南方同胞援護会は、復帰後も当分の間、存続せしめること。

#### 二十八 指定漁業の継続と振興

沖縄の漁業法に基づいて許認可した指定漁業については、地域漁業が混乱しない

ように、復帰後も継続する措置を講じ、併せて指定業種に係る沖縄の中小漁業振興

計画の継続措置により、その経営の近代化等の振興を図ること。

#### 二十九 県市町村の事務配分

1 市に係る福祉事務所の設置義務

市に係る福祉事務所の設置義務

2 市町村に於ける衛生関係事務

（伝染病予防法、予防接種法、結核予防法関係）

とを原則とするが、市の行財政水準及び専門職員の確保等の問題により、一部の市においてはこれが困難なことが予想されるので、県への業務委託を考慮し、その業務を段階的に実施すること。

2 市町村における衛生関係事務

（伝染病予防法、予防接種法、結核予防法関係）

右三法律による実施の主体については、復帰時点において全面的に本土法を適用することを原則とするが、B・C・Gの予防接種については、対象者を中学二年生及び患者接触者で、反陰性者に限定するよう当分の間特別の措置をすること。

#### 三十 運輸関係

1 本土の国鉄にかわる海運航路の整備

国鉄及び国道にかわる沖縄航路に対し、国の全額出資による定期連絡船及び沖

縄本島より各島嶼間の連絡船の整備強化を図ること。

2 陸運業の育成及び整備

本土との陸上交通の整備を図ること。

(27)

(28)

沖縄の陸運業は、各方面に本土との較差がはなはだしく、公共的使命が十分に達成されていない現状であるので國の助成による整備強化を図ること。特に辺地離島は、人口過少等からその企業性に乏しいので國の援助による育成強化を図ること。

### 三十一 疾病治療に係る公費負担

(精神病、結核、性病等)

右の疾病等についての治療費は、沖縄における社会保険・医療機関の未整備等から自主的治療が困難であるので、國費負担とする措置を講ずること。

三十二 二十人以上を収容する診療所に関する暫定措置

沖縄の医療法に基づいて開設された診療所のうち、二十人以上の収容施設を有するものは、本土法の相当規定にかかわらず、一定期間従前の例により業務を行なうことができるものとすること。

### 三十三 振興開発の推進体制

(29)

1 沖縄の復帰に伴う新全國総合開発計画及び新経済社会発展計画の改訂について  
新全國総合開発計画及び新経済社会発展計画の中で、沖縄地域を独立したブロックとして位置づけるよう改訂し、さきに琉球政府が策定した長期経済開発計画が実現できる措置を講ずること。

### 2 水資源開発の促進

沖縄は、豊富な雨に恵まれながら、大きな河川や湖沼がなく水利用上きわめて困難な状況下にあり、水資源の確保が本県経済発展のあい路となつてゐる。したがつて、今後、内陸ダムや河口ダムの積極的な開発により水資源を確保し、低廉で安定的な水の供給を図る必要がある。この調査開発には多額の資金と高度の技術を要し、県財政での負担は困難であり、また原水コストも高くなるので、水源施設と送水施設については、國がこれを開発する。

### 三十四 基地関係業者の転廃業対策

米軍基地の縮小に伴い、転廃業を余儀なくされる基地内免許業者、その他基地依

(30)

(31)

存度のきわめて高い業者については、転廃業資金等の特別措置、失業する従業員には、再就職対策等の特別措置等を講ずること。

### 三十五 第十一管区海上保安本部の設置

第十一管区海上保安本部を設置すること。

沖繩は、六十余の島々が東西に散在し、海岸線も長く、暗礁も多い。近海は外国漁船の領海侵犯も多く、更に台風の通路として遭難事故もひん繁に起つてゐる。また、台湾との間に国境があること等から救難、警備、灯台、水路等、海上保安の強化を図ること。

### 三十六 那覇管区気象台の設置

那覇管区気象台を設置すること。

琉球諸島は地理的位置から本土の気象監視網の最も重要な最前線であるとともに、重要な観測拠点である。

現在、琉球気象庁管区内には、三気象台、四測候所、四航空測候所が設置されて

### 三十七 国立医療機関の設置

おり、更に復帰時点で那覇航空測候所が予定され、那覇における高層業務を合わせると大きな業務量となり、へき地官署の連営統轄面からも管区気象台を設置すること。

- 1 一般病院  
沖繩における病院、診療所の限状は、その数において類似県平均に比べ二・一分の一、全国平均に比べて見ると五・二分の一で、更に病床数で見ると類似県の二・六分の一、全国平均の五・一分の二となり、本土類似県、全国平均と比べ大きな格差を生じてゐるので、五〇〇床規模の国立総合病院を設置し、沖繩の医療水準の向上を図ること。なお現在の那覇病院は、国立として当分の間、県が委託を受けて運営するが、右の総合病院が設置されたときは、これに吸収すること。
- 2 精神病院  
沖繩における精神障害者の有病率は、一、〇〇〇人に対し二六・〇人で、本土

(3.2)

の一二・九人に比較して約二倍を示している。また、要入院患者数三、八二六人に對し、公私立を含めた病床数は、一、三四四床で絶体数が不足している。よつて現在の琉球精神病院及び精和病院を國立とし、大規模の増設をすること。

3 結核療養所

沖繩における結核病床保有数は九九二床で、これを人口对比にすると本土の二分の一である。現在の結核療養所を國立とし、施設の整備拡充を図ること。

三十八、臨床研修医制度

医師法（昭和二十三年法律第二〇一号）第十六条の二第三項によつて指定された病院は、復帰後も同条第一項による指定を受けた病院とみなし、研修事業の継続を可能とするよう特別な措置を講ずること。

### 三十九 技術援助派遣医師の継続 　　沖縄の医療の資質の向上のを

沖縄の医療の資質の向上のため、本土政府援助による専門医の派遣により絶大な効果を挙げてきたが、復帰後も当分の間、これを継続すること。特に、結核、癲及

33)

び精神病対策の分野では、本土のそれに著しくおくれてはいるので、復帰後も継続して重点的にこれを行なうこと。  
四十一 無医地区勤務医師の確保に必要な特別措置  
現在の琉球政府立診療所（三十三箇所）は復帰後も当分の間県立診療所として運営する計画であるので、四十有余の離島をかかえた沖縄県で現在同等またはそれ以上の医師数の確保と待遇が可能となるよう特別の措置を講ずること。

四十二 結核患者等の県外治療  
「結核患者及び心臓外科患者本土送り出せ」の行政措置を復帰後も当分の間継続すること。  
四十三 元南西諸島官公署職員の恩給制度  
元南西諸島官公署職員の恩給制度については、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特例措置に関する法律を本土の恩給法並みに改正し、恩給額のレベルを本土並みに引き上げるための措置を講ずること。

#### 四十三 戦時中の国等に対する債権の取扱い

1 戰時中、沖縄県民が国等に対して有した債権について、米國海軍軍政府布告第5号（金融機関の閉鎖及支払停止令）により支払がなされないままになっている。これが、復帰後、これら債権の支払いについて、時効その他制限を規定する国内関係法令の特例措置を設けて、すみやかに支払いができるようすること。

- その場合、戦後の物価指数・本貨幣価値の変動を勘案した金額にすること。

#### 四十四 琉球大学保健学部医学科の設置

沖縄は、医療及び保健面で著しくおくれてゐる。

医師不足を解消し、医療事情を改善するために、琉球大学に医学科を設置することは県民多年の願望であるので、同大学に医学科を設置し、強化すること。

#### 四十五 琉球大学に南北総合科学研究所を設置すること

沖縄はわが国の南の先端に位置し、東南アジアとの地理的、気象的、文化的接点にある。琉球大学は、同地域に關係のある自然及び文化の研究並びに相互協力に

よる学術交流の中心的役割を果す必要がある。

そのため、琉球大学に、人文・社会科学・熱帯医学・熱帯農業・海洋科学・台風研究・語学研究等の分野を包括した南北総合科学研究所を設置すること。

#### 四十六 私立大学の取扱い

大学設置基準の適用については、復帰後五箇年の経過措置を講じ、設置基準達成のための財政援助をすること。

#### 四十七 国立沖縄工芸技術研究所の設置

沖縄工芸品は国内でも獨得な地位を占め、世界的にも名声を博しているが、更に強力な国家機関による技術の開発指導が要請されている。

経済産業振興の観点から陶器、漆器、紅型、織物、サシゴ等、沖縄工芸品の技術開発を図るため国立沖縄工芸技術研究所を設置すること。

#### 四十八 漁船損害補償

漁船損害補償法の適用については、現行の制度より不利とならないように、一定

(36)

#### 期間暫定措置を講ずること。

##### 四十九 軍用地関係等

###### 1 軍用地の開放

沖縄の経済社会の開発発展に支障をきたしている軍用地は、早急に開放することとし、そのための計画を明らかにして、実施すること。

###### 2 地籍の整備

沖縄では戦災により公図公簿を消失したので戦後所有権申告に基づいて、現行土地台帳及び地図を作成したが、応急的なために真実性を欠き、その結果地籍を混乱せしめている。特に軍用地及び開放部分の場合は、境界原形及び地形が変わり、土地の所有区分が不明確となり種々の問題を惹起し、土地調査は難航している。このようなことから抜本的施策として沖縄における土地の実情に則して法令の改正を行ない、更に、当國の責任において早急に土地調査を完了させ地籍を整備する必要がある。

(37)

###### 3 軍用地の取扱い

国は復帰時に、軍用地を取得するに当っては、強制収用及び一括処理等の方法によらず、地主の要求が最大に尊重されること。また復元補償をはじめとする未解決の各種補償の請求が、国によって適正な補償がなされるべきことを前提として個々の地主と新たに賃貸借契約を締結すること。

###### 4 所有者不明土地

所有者不明土地については、無主物として処理することなしに、できる限り当該土地の所有権を確認し、それが不可能な土地はそれぞれ沖縄県又は市町村の所有に帰属させるよう措置すること。

###### 5 非細分土地

軍用地中の非細分土地については、復帰後もその制度を認めて市町村の管理とし、地料は当該市町村に支払うこと。

###### 6 土地裁判所訴願事案の処理

3.8)

米国民政府土地裁判所に訴願した事案で復帰の時までに棄却され又は未処理となつてゐる事案については、國において適正な救済措置を講ずること。  
復元補償の実施は上記の通りであるが、歸還する土地の種類も  
米国によつて使用が開始された土地で復帰前に復元補償がなされないまま返還された土地及び復帰後引き続き國により使用され、返還される土地に関し、その復元補償責任が日米両国のいずれにあるかについて返還協定で明確にすること。  
若毛米国の責任が免除される場合は、國が全面的に補償すること。

米軍により土地が潰され、軍用地（実際には公有水面となつてゐる那覇軍港）として使用されてゐる地域について、五地位協定に基づく施設及び区域として編入された場合は、國において適正価格で補償すること。  
通損特損補償單

軍用地に領月を貰ふことより乍ら通常生産の損失の一倍（醜作・死地・隕接則）

the first time in the history of the world, the people of the United States have been compelled to make a choice between two political parties, each of which has a distinct and well-defined platform.

卷之三

卷之三

卷之三

産及び漁業に対する補償)についての補償がなされていない。復帰の際には、こ

の補償責任が由米両国のいずれにあるかについて返還協定の中で明確にする

る。しかし、我が國の責任が免除される場合は、国が全面的に補償すること、また水

材産及ぶ人身傷害の賠償額を算定するに當り、同様に計算すること

講和前、講和後のいかにもかかわらず未補償でよつて来る米軍隊、軍人及び

半属等の不法行為による財産及び人身損害に対する賠償責任について、日米両国

いざれがその責任を負うか、返還協定の中で明確にすること。若し米国の責任

免除される場合には、国が全面的に補償すること。

入公制限。併損失補償。實在於大縣人財。奉主上之命。不勞人民。大政已成。

（）山野（国原有）が米軍の演習場として接收され、当該山

米のござれの國であるが、又還易三の口で明確に記載する。

卷之三

卷之三

(39))

(40)

請求権(日本側)が放棄される場合は中国が全面的に補償すること。該点の中す。

## 五十

宗教法人<sup>現存するものとし、山裡、那覇市、糸戸郡、北谷町の教會を除く。當初は</sup>現に宗教団体法によって認可された法人は、本土法による宗教法人となるよう所要の経過措置を講ずること。全面請求賠償をもとよ。

2 教職員の資質向上<sup>主として、國立教育研究所、中央教育審議会、各都道府県の本部、各支所の研修計画に対する助成額を算入後、各校による師範養成費等を充てること。日本政府</sup>現在実施している教育指導委員の派遣、現職教員講習会講師の派遣、現職教員等の本土研修の諸制度を復帰後も当分の間継続するものとし、国は技術的財政的援助を与えるものとすること。<sup>現職教員の研修費等を同様に斟酌するものとする。</sup>

3 学校安全会<sup>國の責任で泉源地の開発、地下水の開拓等の事業を進めるものとする。</sup>現在の沖縄学校安全会は、復帰時点での日本学校安全会の県支部となる措置を講ずること。<sup>現行の学校安全会の開設をもととする。該点の開設費用は、</sup>

(41)

沖縄学校安全会は、現在の掛金でも黒字をみている現状からして掛金は、二箇年で本土と同様にするよう暫定措置を講ずること。

## 4 琉球育英会

(1) 琉球育英会の奨学生であった者の奨学金の返還業務は、琉球育英会解散後は、沖縄県育英会が取扱い、返還金は県育英会の資金に充てること。

(2) 沖縄県育英会の設立に当たり、国は、その円滑な発足と継続維持のため復帰記念育英奨学基金に対して資金を支出すること。

5 教職員定数の維持確保

国の標準法を適用する場合、過剰となる教職員については、国は、国庫負担教職員として、所要の措置を講ずること。

6 学校用地の確保

県立学校及び市町村立学校の施設、特に用地の購入については、沖縄の現状にかんがみ、特別なる補助又は融資の措置を講ずること。

7 幼稚園教育の振興 諸般又封贈資の計量を積むもの。

沖繩の公立幼稚園教職員の給与等については、沖繩の実情にかんがみ、特別な國庫補助を行なうこと。

8 教育区債

預りの財産を積むもの。

沖繩の教育区債の処理については、その償還が円滑に処理できるよう、融資等について特別なる措置を講ずること。

(1) 念育英奨学基金の返了と資金を支出するも。

(2) 沖繩県教育基金の積立金、園舎、多門館、諸般の施設等の建設費の積立金を支出しするも。

(3) 沖繩県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(4) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(5) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(6) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(7) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(8) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(9) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(10) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(11) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(12) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(13) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(14) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(15) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(16) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(17) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(18) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(19) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

(20) 沖縄県教育基金の運営のための積立金の積立金を支出しするも。

沖縄の復帰対策に関する要請決議

一九七一年五月十七日  
決議第九号

決議第九号

沖縄の復帰対策に関する要請決議

本院は、具体的な復帰施策について、そのつど重要な事項を取り上げて要請してきた。これらの要請については、既に閣議決定された沖縄復帰対策要綱ではまだ実現をみないものがあるので、すみやかに取り上げられるよう再度要請すると共に、更に当面の要請事項として別紙の通り決定したので、これが全面的に沖縄復帰対策要綱（第三次分）に反映されるよう院議をもつて強く要請する。

右決議する。

一九七一年五月十七日

琉球政府立法院

(43)

(44)

一九四一年五月廿四日

鐵道省 廉立 謹

は失禮する。

承る所で御聽きよじて貰へ要請をる。

もじう開港の盛り火宝ノ火のう、さくら全面的の南島開拓事業（第三水系）が又起る  
のあるので、また今ハア知り土れどもひるまえ再び要請書十日共に、復の西面の要請事項  
うほこの要請がござる。復の開港大至るは大將軍處置は該要請が始まる時刻を以ての事  
本局が、其台地が要請申請を行ひ、そのうち重要な要請が現れ土れども要請日本要請。

幹部の賃金改定の請文を要請先頃

要請文書

(45)

(別紙)

同議題のものと本土の年金受給者も重複する所を併記せしめます。附註

一 税制・企業対策（詳細別紙）式課問課課税及び課課課税等の特徴並びに各

1) 制度や税負担の面における急激な変動によつて、県民生活に多大な影響を及ぼすお

2) それのあるものにつては、当分の間、段階的に本土並みに移行措置を講ずること。

本土法の適用によつて既存企業の育成並びに地場産業開発がおびやかされるおそれ  
のあるものにつては、当分の間、税法並の保護育成措置と共に金融・財政面の特別  
措置を講ずる方針。総合大義に基いて貢献を実現すること。

二 共済組合制度が年金制度 財政の調和の調査報告書を参考、要請函の軽便の公

S1 公務員等共済組合

(1) 该制度について既得権を復帰の際本土の関係法令を適用するが、復帰前の沖縄の公  
務員等共済組合法に基づき既得権を保障すること。該の軽便の公務員等共済組合法  
(2) 質立法院議員の特殊組合損益としての取扱い及び市町村議会議員の市町村間の議員期  
(3) 間の相互通算の制度等の既得権を保障すること。該の公務員等共済組合法に基づき既得権を保障すること。

((46))

- (3) 市町村関係団体職員については、復帰の際本土の関係法令を適用するが、沖縄の公務員等共済組合法に基づく既得権を保障すること。  
(4) 人事委員、監査官等復帰後非常勤職員となる者の沖縄の公務員等共済組合法

(1) に基づく既得権を保障すること。  
2 公立学校職員共済組合

- (1) 適用該制度については、復帰の際本土の関係法令を適用するが、復帰前の沖縄の公立学校職員共済組合法に基づく既得権を保障すること。

(2) 中央教育委員の特殊組合員としての取扱いについては、その既得権を保障すること。

3 国民年金、厚生年金保険、当令の間、沖縄の本土並みの賃金標準をもつて支給する。

(1) 沖縄における該制度の発足の遅れと共に伴う年金給付等については、  
該沖縄法において年齢に応じた期間短縮及び期間通算等で特例措置が講ぜられている  
が、同措置によつても本土の年金受給者と比較すれば低額となつてゐるので、復帰

((47))

の際は、それの均衡を考慮して、不合理とならないよう同年齢、同年金額の給付が受けられるよう措置すること。

- (2) 沖縄における年金制度発足前に資格を喪失した高齢者及び公的年金制度に全く加入せ得なかつた高齢者に對しては、何らかの救済措置を講ずること。  
(3) 厚生年金保険制度において今九七〇年四月一日以降高齢者が暮年金年限に達する  
ことなく、その被保険者資格を喪失した場合に、その者の過去期間(被保険者に相  
当する)を通算するもすれば暮年金年限に達する者については、通算措置がで  
きるよう特例を設けること。  
4 農林漁業団体職員共済組合

- (1) 適用該制度については、復帰の際、本土の関係法令を適用するが、復帰前の沖縄の農林漁業団体職員共済組合法に基づく既得権を保障すること。  
(2) 本土の農林漁業団体職員共済組合に移行する際未掛金によつて生ずる不足額について  
は、國庫補助が受けられるよう特別措置を講ずること。

(48)

5 農業者年金基金委員会によるもとで沖縄復興開発公庫である。

(6) 当該制度においては、復帰と同時に本土の関係法令を即時適用することとして被保険者の受給期間についても、合法第五十九条の年金資格期間を二箇年短縮する特例措置を講ずる。とくに、被保険者は、本土の関係法令が適用される域、公務員の転勤の

6 船員保険本部員共済組合

復帰において本土の関係法令を適用するが、沖縄の厚生年金保険制度に対するなされる措置との均衡を考慮して、不合理とならないよう措置を講ずること。

7 私立学校職員共済組合普通部で更夫・大學生・教員の組合員のうちの者（東洋銀行（東洋銀行）・琉球銀行（琉球銀行）・琉球農業銀行（琉球農業銀行））

（8）復帰において本土の関係法令を適用するが、組合員期間の計算は学校設立の時期から起算し、給付の算定の基礎となる組合員期間の計算の始期についても学校設立の

時期から認めるよう措置する。とくに、資本より更夫・大學生・教員の組合員の金・銀

### 三 琉球政府の関係機関等である。

1 行政委員会等の取扱いを別として、本部職員共済組合の組合員の組合員の金・銀

(49)

（1）復帰の際、現に琉球政府及び市町村に置かれている委員会等で県及び市町村の行政機関として置かれる委員会若しくは委員に相当するものは、それぞれ当該機関に

相当する機関とみなす措置を講ずること。

（2）前項の委員会等の委員の任期は、復帰後の沖縄県における最初の知事の任命又は県議会議員の選挙で議決若しくは住民の投票により新委員が選出されるまでとし、その間は当該委員が引き続きその職務を行なうものとする措置を講ずること。

2 沖縄振興開発公庫の職員試験中の士官（兵庫県）本部職員共済組合の組合員の組合員の金・銀

（3）現在の大衆金融公庫及び米国民政府所管の琉球開発金融公社の職員の身分は、新設される沖縄振興開発公庫が承継すること。

3 統計制度沖縄では、被保険者の雇用の取扱いを本部職員共済組合の組合員の組合員の金・銀

沖縄の現行統計法に基づいて作成された各種統計については、復帰後も当分の間、現行の統計制度（統計体系、組織）を維持するよう暫定措置を講ずると共に、市町村

4 統計機構も新設し、財政上の措置を講ずること。

(50)

#### 四 厚生・労働課題

失業保険・労働者災害補償保険積立金の処理、  
失業保険及び労働者災害補償保険の積立金については、給付に必要な額（支払準備  
金）を除き、沖縄において労働者の福祉の増進に寄与する方向で処理すること。

#### 五 産業・経済建設開発公團本部

1 土地改良事業等公團及び米開拓團の運営資金等の融資の受け、農地  
沖縄の法令の規定に基づく施行中の土地改良事業は、本土法による土地改良事業とみ  
なす措置を講ずると共に、復帰後の土地改良事業については、沖縄の特殊事情を考慮  
し採択基準を緩和して実施できるよう措置を講ずること。

2 農業災害補償金等の委員の指図、監査室の幹部等の監査官の監査の実態の把握等の  
農業災害補償法の実施に当たり、次の点について特別措置を講ずること。  
(1) 農作物共済については、沖縄農業の主軸をなすさとうきび及びパインアップルを組  
(2) み入れること。

#### 六 運輸・通信

- (2) 農業共済基金への加入については、特例を設けること。
- 3 対米輸出綿製品の取扱い、  
対米綿製品の輸出枠は、本土の割当に上積みし沖縄独自の既得権として存続させる  
より措置を講ずること。

(51)

1 海難審判官・理事官の任命資格及び海事補佐人の登録  
(1) 沖縄の法令により任命されている海難審判官・理事官については、復帰の  
際本土法による任命資格を有するものとみなすこと。

(2) 沖縄の法令により登録されている海事補佐人は、復帰の際本土法令により登録さ  
れたものとみなすこと。

2 海難審判の効力

沖縄の海難審判官が海難事実を認知している事件及び係属中の事件は、本土  
法令によりそれぞれの手続きがなされたものとし、裁決のあつたものについては、本

土法令により有効であるとする。英語セシタードの機能を復帰後も継続できるよう措置を講ずること。

### 七 教育・農業・外事の取扱い

復帰に伴つて英語の需要が急増することにかんがみ、現に語学の研究と教育のセンターとしてその役割を果たしている英語セシタードの機能を復帰後も継続できるよう措置を講ずること。

### 八 軍用地関係

#### 1 未払軍用地料の措置

米合衆国が直接収用した軍用地の地料は、琉球政府が委託を受けて地主に支払つているが、地主が居所不明、代理人をおいてないもの、相続登記抹消のため受領権者確定なる財政措置を講ずること。

### 九 黙認耕作地（一時使用許可地）

認不能なもの等の理由で復帰までに支払えないことが予想され、当該地料支払いの根拠法である布令第二十号が復帰に伴い消滅するので、それにかかわらず、関係地主へ継続して支払いが保障される措置を講ずること。

#### 2 黙認耕作地（一時使用許可地）

布令第二十号に基づいて、一時使用権を与えられている軍用地については、地料は、全額支払いされている。従つて、復帰後も国は、これらの土地の耕作者に不利益を与えないよう当該布令に基づき付与された一時使用権の保護措置と地料の全額支払措置を講ずること。

#### 3 軍用地主に対する融資措置

現在の軍用地主のほとんどは、零細地主であるほか代替地の補償もなく借地又は借家を余儀なくされているため、資金融資の必要を切望しているので、特別な資金融資の制度を設けること。

政府道・市町村道の漬地その他公共用地として使用され未補償となっている土地補償

(54)

武 戰時中あるいは終戦処理の過程において日本軍・連合軍若能くは行政官府による拡張又は新設のため、政府道・市町村道等に編入された道路及び河川の潰地その他公共用地として使用され、未補償となつてゐる土地については適切な補償を実施するにとば。資金調達に於ては軍用地主の科さへれど、零駆地主である小内賛成の解説より當初又は當初と並んで支給せらる。

本のまき沖縄合意地で計画されるは大一朝東用額の累積額等の限界の全額支拂額實質金額支拂のを取すへる。算じて、貢献度を圖り、子供の主導の財政管轄本隊監視へ本令第二十号に基くつて、一朝東用額をもとめ、軍用地主に付する額、即ち、

3. 購買賃借車(一朝東用額)

該地の支拂の公費額を算出額を算出するよ。

還送するる本令第二十号の支拂額を算出額を算出するが、子供の主導の財政管轄へ購入請求の範囲の範囲まで、支拂額を算出するが、該地の支拂額を算出する。

(55)

(別紙) *（支拂額の算出方法）*

一 税制課税

(1) 国税

1 所得税額を算出する際の支拂額の算出方法

(1) 復帰の日から本土法を適用すること。  
(2) 申告所得税の課税所得の計算については、復帰の日に於て事業を開始したものとすること。

(3) 源泉所得税についてでは、申告所得税との均衡上年度末調整を行ない過納額があつた場合にはこれを還付すること。  
(4) 短期譲渡所得の対象期間は、当分の間、沖縄法並みの措置を講ずること。

(5) 青色申告者の固定資産の減価償却範囲額については、現行の三十ペーセント割増償却制度を当分の間認めること。

(6) 利子所得課税については、本土との間にかなり制度的差異があるので、特当分の。

((56))

- (1) 間、沖縄法による措置を存置する。(本土法による小額貯蓄非課税制度を併用する。) こと。

2 (1) 法人税申告書の国税資本の償還割減額について、賦税の五十分の一をもと贈

(1) 復帰の日以後最初に終了する事業年度から本土法を適用すること。

(2) 青色申告法入の固定資産の減価償却範囲額については、沖縄の現行三十九セント割増償却制度を当分の間認めること。(は本土平賀來購入資本の減価償却をさすこと)

3 相続税

(1) 復帰の日から本土法を適用すること。(財産の日付の下基業の開設日より相続税法第二十条(相次相続控除)の規定の適用については、沖縄の現行所得

税法で課された相続税に相当する額は、相続税法によつて課された相続税の額とみなすこと。

4 再評価税

資産再評価法は適用しないこと。

((57))

## 5 酒税

(1) 復帰の日から本土法を適用するが、企業の保護育成と消費者物価対策の面から

(1) 沖縄において製造され、かつ、消費される酒類については、当分の間、酒税の軽減ができるよう暫定措置を講ずること。

(2) 沖縄の現行法で酒類の製造、販売又は輸入の免許を受けた者に對しては、本土法によるそれぞれの免許を受けたものとみなすこと。

(3) 原料米については、食糧管理制度の適用外として、現在の外米買入価格及び輸入料を認める措置を講ずること。

(4) 連続式蒸留機を有する酒造工場に對しては、アルコール専賣法に基づく指定工場として全量買上げの措置を講ずること。

(5) 輸入洋酒(ウイスキー、ブランデー等)の税率については、沖縄の觀光産業育成と基地關係業者対策上、当分の間、現行沖縄酒類消費税の税率並みに軽減する暫定措置を講ずること。

(58)

6 物品税

- (1) 沖縄県産の、<sup>ア</sup>甲製品、皮革製品、真珠及び貴金属製品等の身辺用細貨類を觀光用品として指定し、物品税の戻税率又は免税制度の措置を講ずること。<sup>ア</sup>樂器等
- (2) 楽器等の県産民芸品については、物品税の免税措置を講ずること。

7 砂糖消費税

- (1) 復帰の日から本土法を適用すること。
- (2) 加工用原材料については、砂糖消費税を免除すること。
- (3) 沖縄において消費される砂糖については、物価対策の観点から現在の小売価格が維持できるよう砂糖の消費税の軽減措置を講ずること。

8 登録免許税

- (1) 復帰の日から本土法を適用すること。
- (2) 沖縄の法令による登録免許税を納付した者については、本土法の適用により当該免許等が付与される場合には、登録免許税を免除すること。

(59)

9 租税特別措置法

- (1) 復帰の日から本土法を適用すること。
- (2) 現行沖縄租税特別措置法により特別措置の対象となつてゐる重要物産の保護育成のための免税制度及び船舶建造準備金制度については、その指定期間、これら特別措置を継続的に認める措置を講ずること。
- (3) 政府及び市町村等公共のために買取られる土地権利等については、沖縄の現行租税特別措置法に基づいて暫定措置を講じ、また土地建物等の長期譲渡所得については、本土同様に特別措置を復帰後六箇年間認める措置を講ずること。
- (4) 撃発油税
- (5) 全県ブル価格制を維持すること。
- (6) 復帰の日から本土法を適用すること。

(60)

11 (6) 地方道路税 （小）沖縄島歸省課税する事。

- (1) 復帰の日から本土法を適用すること。  
(2) 当分の間、揮発油税と同様に税軽減の暫定措置を講ずること。

12 (1) 石油ガス税 （本）本土適用する事。

- (1) 県民生活に及ぼす影響を考慮し、当分の間、沖縄の現行税率を維持すること。  
通行税 （本）本土適用する事。

13 (1) 復帰の日から本土法を適用する。ただし、県内航空路の整備強化を図るため、県内航空旅客にかかる通行税の軽減措置を講ずること。  
（2）関税 （本）本土適用する事。

- （1）復帰の日から本土法を適用すること。  
（2）工業用として外国から輸入している原材料については、従来の実績、将来の展望等を考慮して必要な輸入量を確保すると共に関税の暫定措置を講ずること。

(61)

(二)

- 1 (1) 県民税 （本）本土適用する事。
- (2) 従来その大半を諸外国から輸入している生活必需品で、関税の税率差が沖縄の現行物品税に比較して著しく大きいため、本土法適用によつて消費者物価上昇の大きな要因となる品目については、必要な輸入量を確保すると共に関税の暫定措置を講ずる。この場合、県民の嗜好も留意すると共に県内産業の保護育成策も合わせて配慮すること。  
(3) 観光客にかなり販売されている商品で本土との税率差が大きいものについては、関税の暫定措置を講ずる。ただし、県産品と競合する輸入品についてはこれを除外すること。  
(4) 外人に對する輸入洋酒販売店等については、所要の横流れ防止策を講じたうえ消費される輸入洋酒に對し、現行税率を据え置く措置を講ずること。  
(1) 復帰の日から本土法を適用する。ただし、税率については、所得税、法人税、県民税。

(62)

- (1) 市町村民税等租税負担の面から検討し、段階的に本土標準税率に調整すること。  
(2) 種個人均等割及び法人均等割については、復帰の日以後の月数に応じ計算した額とすること。

(3) 個人所得割については、前年度の所得はながつたものとして適用すること。

(4) 法人税割については、復帰の際沖縄に本店又は主たる事務所を有する法人については、復帰の日において本店又は事務所等が新設されたものとみなすこと。

2

事業税

(1) 復帰の日から本土法を適用する。本土の税率を法人をもつて適用する。

(2) 個人についてでは、復帰の日において事業を開始したものとみなすこと。

3

不動産取得税

(1) 法人については、復帰の日において当該事業年度が開始したものとみなすこと。  
(2) 復帰の日から本土法を適用する。ただし、税率については、昭和四十八年度から本土並みになるよう段階的に調整すること。

(3) 本土並みになるよう段階的に調整すること。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(63)

4 沖縄県たばこ消費税

(1) 船舶たばこ専売法の適用と並行して本土法を適用すること。

(2) 鳥獣保護及び狩猟に関する法律と並行して本土法を適用すること。

(3) 金自動車取得税

(1) 営業用については、当分の間、自動車取得税を課さないこと。

(2) 軽油引取税

(1) 復帰の日に自動車を所有している者については、復帰の日に自動車を所有したもののとして自動車税を課する。ただし、沖縄の税法によつて当該年分の自動車税を課され得るものについては、その年分の自動車税は課されること。

8 洋自動車税

(64)

(三) 市町村税は、市町村の負担を多くする。多くの半径の自動車運送業者による。

市町村税は、沖縄の現行税率を維持する。たゞ、電気ガス税は当分の間適用しないこと。

### 二 企業対策

#### (一) 沖縄の既存企業と競合する新規企業の規制

沖縄経済は、戦後二十年間にわたり独自の経済圏を形成し発展してきたが、その内容は基地依存度が高く、基盤が弱い。従つて、復帰に際し、沖縄経済の基盤を確立するため、既存企業の育成助長の抜本的対策と合わせて当分の間、沖縄の既存企業と競合する本土企業の沖縄進出を規制する特例措置を講ずること。

#### (二) 輸移出入の制限

租税及び輸移出入の暫定措置を講ぜられる品目のうち特定のものについては、国及び県は、暫定期間で法令をもつてその輸移出入について所要の制限措置を講ずること。

#### (三) 既存企業の既得権の維持存続と適正補償

(65)

○沖縄の経済社会を支えていた企業は、復帰に伴う制度の変更によつてその既得権を失うことになるものが多く、そのまま制度を施行すれば沖縄経済を混乱に陥れかねない。県民生活をおびやかすことになる。従つて既得権を認める暫定措置を講ずること。一方、やむを得ず廃業する企業とその関係者並びに従業員には、次の特別措置を講ずること。

(1) 専売移行に伴うたばこ製造業、葉たばこ生産者並びにその関係業者、従業員に対する補償の特例措置。

(2) 専売移行に伴う外国製たばこ輸入業者に対する営業補償並びにその関係業者の

(3) 補償金収入の計画実績の兼管実施。

(4) 無終タクシード等道路運送車輌の道交法等の適用により生ずる費用の補償。

(5) 宝石類加工業者の純金地金取扱業者の指定と価格の現行据置き。

(6) 相互銀行の外國為替業務の維持存続の措置。

米穀販売業(輸入、卸、小売)免許の継続

- (7) 酒類販売免許取得者の免許の継続  
(8) 保険募集代理店の免許の継続  
(9) 現行海運業者に対する内航海運事業法による内航取扱業者の新規免許の付与  
(10) 普通銀行の信託業務の兼営継続  
(11) 基地縮小に伴う関連企業対策として、転廃業資金の低利長期融資と販売物品の  
低関税率の暫定措置

(四)

沖縄振興開発公庫の特別融資制度の設定、中小企業設備近代化資金の特例措置  
政府政策金融制度の欠如のため沖縄の経済社会の開発は遅れ、その格差は著しいものがある。従つて、沖縄は、総合開発振興計画の下に抜本的財政金融対策を講ずる必要があるので、開発公庫の貸付条件は本土の制度より特に緩和し経済社会開発を促進する。中小企業対策として既存企業の保護育成に重点を置き、中小企業近代化促進法の適用を拡大して設備の近代化を促進すること。